

議案第四十六号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十一年六月六日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和三十四年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

15 被保険者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第九条の規定の適用については、同条第一項中「三十八万円」とあるのは、「四十二万円」とする。

附 則

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

（提案理由）

平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産育児一時金の引上げを  
を  
する  
必要  
がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>15   1   附 則</p> <p>1   被保険者が平成二十一年十月一日から平 14   成二十三年三月三十一日までの間に出産し 略   たときに支給する出産育児一時金について の第九条の規定の適用については、同条第 一   一項中「三十八万円」とあるのは、「四十 二   万円」とする。</p>	<p>1   1   附 則</p> <p>1   14   略</p>